

# 第6章 計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

## 第6章 計画の推進体制・進行管理

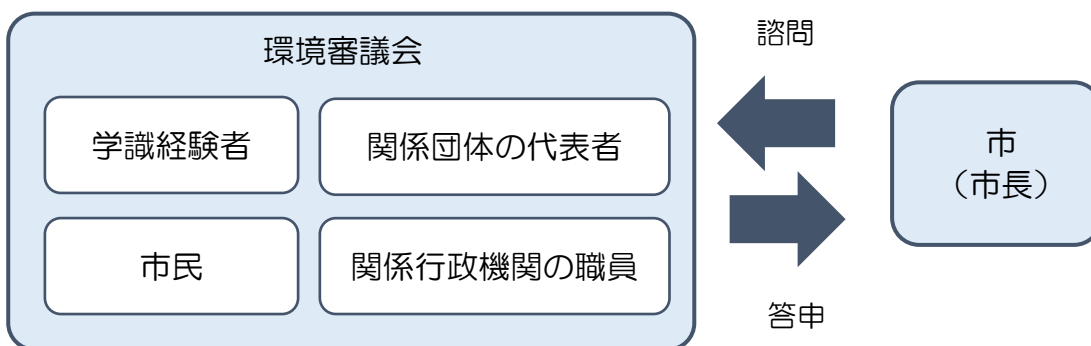
### 1. 計画の推進体制

基本計画を円滑かつ効率的に推進するため、下図に示したとおり、全庁的な推進体制を整備するとともに、市民や事業者による自主的な環境配慮行動の実践等の協働により推進していきます。

#### (1) 環境審議会

本市では、「環境基本法」第44条に基づき制定された「所沢市環境審議会条例」に基づき、環境審議会を設置しています。基本計画の見直し等必要に応じて、市長から環境審議会へ諮問し、環境保全の施策の実施状況や環境に関する基本的事項の調査及び審議を行います。

##### ■環境審議会のイメージ



#### (2) 市の推進体制

基本計画に掲げる環境施策の推進には、市の多くの部局にまたがるものも多く、全庁を挙げた総合的な取組が必要です。

##### ① マチごとエコタウン推進会議

基本計画に基づいて行われる事業の実効性を確保するとともに、全庁的な連携を推進するなど、総合的な調整を図る場として、市長や副市長、部長等で構成するマチごとエコタウン推進会議を設置しています。

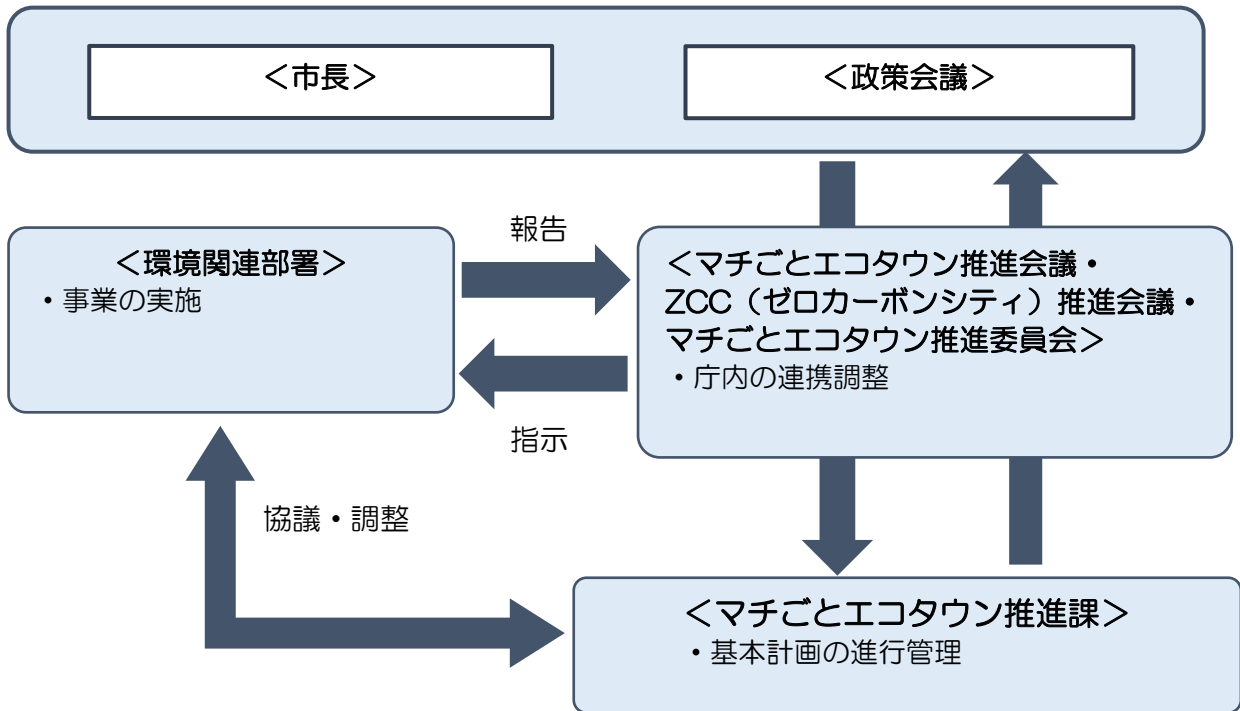
##### ② ZCC（ゼロカーボンシティ）推進会議

基本計画に基づいて行われる事業について、部をまたぐ新規事業の検討や全庁で推進するための方法を議論する場として、副市長と部長等で構成する ZCC（ゼロカーボンシティ）推進会議を設置しています。

##### ③ マチごとエコタウン推進委員会

基本計画に基づいて行われる事業の具体的、継続的な推進を図る場として、関連部門の課長等で構成するマチごとエコタウン推進委員会を設置しています。

■ 庁内体制のイメージ



(3) 協働による取組の推進

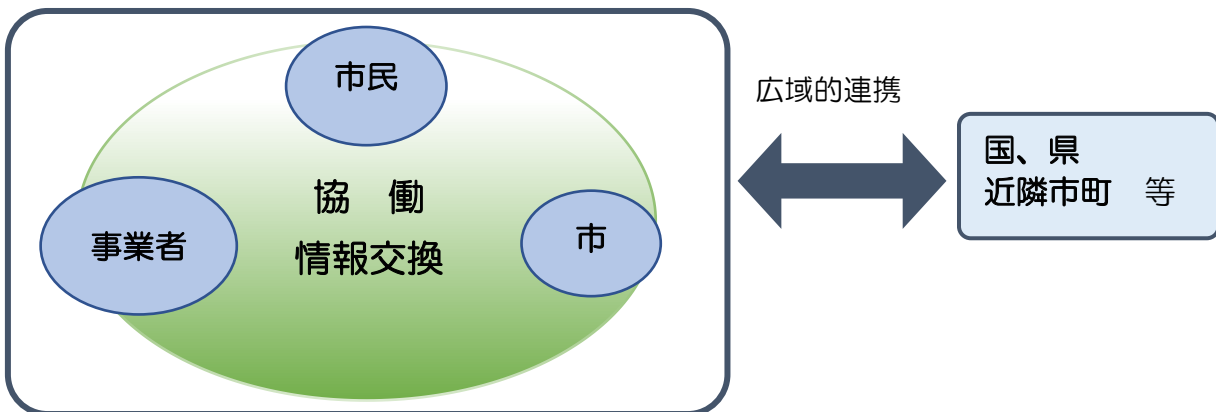
近年、複雑化・多様化している環境問題に対応しながら基本計画を推進し、将来像を実現するためには、市民・事業者と市との協働による取組が不可欠となっています。各主体が共通の認識を持ち、それぞれの役割と責務を自覚し、取組を推進することが必要です。

そのために、市民や事業者など、各主体における取組の進み具合の点検や改善に関する情報交換を行い、協働に向けた取組を進めます。

(4) 広域的な連携

環境の保全を図るため、広域的な視点に基づいて、近隣の市町や国、県等との緊密な連携を図り、広域的な環境問題への取組を進めます。

■ 協働による取組・広域的な連携のイメージ



## 2. 計画の進行管理

計画推進のための効果的な進行管理を行うため、マチごとエコタウン推進会議が中心となり、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す、PDCA サイクルによる継続的な改善を図ります。また、将来像の具現化のため、総合計画と連携して、市の全事業に対して基本計画の理念の反映を図ります。

### ①計画に基づく施策・事業の策定（Plan）

計画に基づく施策・事業の実施にあたり、新たな事業立案や取組手法などを策定します。また、本計画の最終年度にあたる2028年度には、施策や指標、進行管理の仕組みなどを見直し、計画の改定を行います。

### ②施策・事業への取組（Do）

環境保全のための施策・事業は、それぞれの担当部課が中心となって、その推進と継続的な改善に努めます。

### ③計画の進行状況の点検・評価（Check1）

基本計画に掲げる目標や施策の進捗状況及び環境の状況については、計画で設定した指標項目や実績値等を用いて、客観的に点検・評価を行います。また、総合計画と連携し、評価項目の共通化を進めます。

### ④点検・評価結果の公表（Check2）

環境の現況や基本計画に基づき実施された施策等の状況に関する年次報告書「所沢市の環境」を公表し、意見を募集します。

### ⑤取組の見直し（Act）

計画に沿った施策等の実施状況の点検結果を踏まえて、取組の見直しを随時行います。

■PDCA サイクルによる進行管理

